

第53回
岐阜県国土利用計画審議会
議事録

日時：平成30年2月20日（火）13:30～14:30

場所：議会東棟 第3面会室

【事務局】

本日は、岐阜県国土利用計画審議会の御案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中御出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第53回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、酒向都市建築部長から御挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

(あいさつ)

【事務局】

本日の審議会には15名中12名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

また、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長よろしく申し上げます。

【大野会長（議長）】

ただいま、事務局から説明のありましたように、私が議事の進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、運営規程において、審議会の議事録について、会長及び会長が指名した委員2人が署名することとなっておりますので、会長が指名する委員として、高野委員と西村委員にお願いします。

それでは、「岐阜県土地利用基本計画書—第五次」の案について、事務局から説明願います。

議事1 「土地利用基本計画書第五次（案）について」

【大野会長】

ただいま事務局から説明がありました、岐阜県土地利用基本計画（案）について、御質問や御意見等ございましたら、お願いします。

【大野会長】

今年は積雪量が非常に多く、計画書（案）9ページの飛騨地域における災害対策の記述について、「積雪量が多い北部においては」とあり、同様に岐阜地域でも「北部においては」、西濃地域でも「北部においては」とあります。飛騨地域については対象が北部だけではないのかなと思いました。

【事務局】

必ずしも北部に限られたことではないと思いますので、「積雪量が多い地域においては」という表現にしたいと思います。

【神谷委員】

資料4ですが、地域別の県土利用の基本方向が対比表になっていますね。これを見ますと、岐阜地域は県政や文化の中心、西濃地域は交通の要所、中濃地域は自然公園、東濃地域は地場産業、飛騨地域は国際的な観光都市といったように、それぞれの特徴があると思うんですね。そこでやはり、それぞれの特徴を出さないと、例えば二つ目の都市（市街地）のところは全部同じ文章ですよ。これだとまったく特徴が出なくてもいい。その次の都市（産業等）にしても、岐阜地域ですと航空産業とか中濃の花フェスタとかそれぞれ一つぐらいの特徴は示されていますけども、せっかくそれぞれの五地域に素晴らしい特徴があるので、もっとその特徴を出すといいかと思います。飛騨ですと、国際的にも外国からずいぶんたくさんの方がいらっしゃるし、映画などでも話題の場所になっていることから、せっかくの対比なのに、同じことが記述されていると対比ではなくなってしまうので、ここはやはりもう少しひとひねりさせてもいいのかなと思います。もしくは、若い人には「こういう特徴がある。」というものを示さないと「なんだ、みんなほとんど同じじゃないか。」と取られかねないのが、「都市（市街地）」と「都市（産業等）」じゃないかなと思います。

むしろ、この資料は作らない方がいいのかなと思います。これがあると却って「どの地域もそんなに違わないのね。」という認識に繋がるといけないので、この資料4は使用しない方がいいと思います。

【事務局】

御指摘のところの「もう少し個性を出せないのか。」というところにつきましては、いろいろ考えたところではあるのですが、特にまちづくりにおいては、やることを抽象的に書きますと、どうしても文章が同じ表現になってしまうところが正直ございます。確かに、地域の特徴を対比表として示すことが適切だったかどうかということとして、事務的な比較として横並びで見ていただいて、同じことが書いてあるということの説明させていただきたいがために作成したところでもあります。この見せ方として説明が不十分だったかもしれません。

基本的には、ここは同じような形で示させていただくこととし、ただし、地域の特性というのはそれぞれございますので、それらを活かしていくという形で書かせていただいております。これらを受けてやるべきことを抽象的に書くとなりますと同じ表現になってしまうということで、御理解いただきたいと思います。

また、対比表にしないというのも一つの選択かなと思いますが、いずれにしても認識としては、それぞれの個性については「地勢」において書かせていただいております、忘れているわけではないということについても御理解いただきたいと思います。

【神谷委員】

はい、理解しております。

【川合委員】

9ページの飛騨地域の特徴の中で、「スギ・ヒノキを中心に」というのは確かではあるのですが、なおかつ心配しているのは、合掌村の萱では、世界遺産の場所だけではなく、上石津とか徳山ダムのところにも萱があるのですが、その保全がどうも危なくなっていると感じています。せっかく外国からお客さんにたくさん来ていただいても、それがダメになっ

てしまってからでは取り返しがつかなくなるので、萱の栽培、合掌村の近くへみんなで植えながらリピーターになってもらい活動する、そういうシステムが必要なんじゃないかなと思っています。他の委員会へもお声掛けしながら動いているところですが、そんなところも特徴の一つかなと思いました。一時、国有林の中でやっていただいていたこともありますが、それもダメになってしまっているということも確認しております。岐阜県の貴重な財産じゃないかなと思いますし、その地域の人々だけでは保全できるものではないので、国土利用としても意識したいなというところです。

【事務局】

萱の栽培について、本計画書に書くとしたらどのように書いたらいいのでしょうか。

【川合委員】

大切に守っていききたいということで、「萱の生息域の保全」とか。

一時は、国有林でも協議会などで活動していたようですが、今はバラバラになってしまっているので、再度頑張ってもらいたいという思いでおります。

【事務局】

地域別の基本方向で書くか、森林地域のところで書くか、どのように書くかについても考えたいので、「萱の生息域の保全」につながるような何らかの表現ができないかという問題意識として受け止めさせていただきます。

【川合委員】

お任せします。

【大野会長】

事務局におかれましては、そのところよろしく申し上げます。

【小原委員】

大野会長の先ほどの飛騨地域の雪についての御意見ですが、飛騨は、宮峠のところに分水嶺があって、そこから飛騨北部、高山市、飛騨市、白川村と飛騨南部、下呂、飛騨金山、加茂郡とでは積雪量が違うので、北部という表現はある意味的を射ていると思います。今年は特に古川などで非常に雪が多いですし、私は可児に住んでいますが、可児でも-2℃や-3℃という日もありました。飛騨市では-16℃だったというお話も聞きますので、この表現は適切だと思います。

【関委員】

私からも一つよろしいでしょうか。森林のところの記述について全体的に言えることですが、スギ・ヒノキという樹種が森林又は林業の中心として捉えられる文章になっています。これについては、他の資料を見ても同様な書き方のものが多いんですけども、人工林という捉え方で見れば確かにスギ、ヒノキが圧倒的に多いのですが、森林という全体の捉え方で見ると、スギ・ヒノキの占める割合は4割以下なんですよね、実態としては。あとは雑木林と言われるところが実は多くを占めているということなんです。

森林の有効活用という、要は保全や保水といったいろんな役目があるんですけども、そういう区分の半分以上を占めているのは、スギ・ヒノキの林ではないんですよね。

これは、国土利用計画の中に書くべき話ではないのかもしれませんが、県として全体をとらえた時に、あまりスギ・ヒノキという言い方をすると、県全体がスギとヒノキで覆われているという印象を受けるのです。でも現実はそのようになって、保全や保水という機能でいうと、スギやヒノキの林よりも雑木林の方がはるかに高いんですね。ということで、いつも全体としてこういうようなニュアンスに取られるような書き方が非常に多いということが、いろんなところで私は気になるのです。特に100年の森林づくり計画というような文言まで入ってくると、要は100年後にはスギ・ヒノキだけでいいんじゃないかと取られかねないんですよ。これは考慮しなくてはいけないと私は思うのですが、いかがなものでしょうか。

【関係課（林政課）】

林政課でございます。

人工林の中ではスギとヒノキが多いということでございますが、ただ、事実といたしまして、スギやヒノキが林業という面での代表的な樹種であることは間違いないこととございまして、岐阜県としましても長良杉や東濃桧などを推しているところです。

ただし、本文の後半部分にも書いてありますが、水源かん養機能などの保全機能については、関委員のおっしゃるように雑木林が重要なのも事実でございます。

本文の書きぶりとしては前半部分が経済的側面からの文章、後半部分が保全的側面からの文章となっておりますが、前半部分の方が少し具体的になりすぎている点はあるかと思えますので、必要に応じて事務局と相談して検討させていただきたいと思えます。

【関委員】

ここは国土利用計画審議会ですので、産業としての林業だけを捉えるのではなく、安心・安全の面も当然必要ですよ。そしてもう一つは、50年、100年というスパンで見たときに、スギ・ヒノキだけで突っ走っていったいいののかという問題も実際あると思えます。今から50年前に、スギが林業で大切なんだということで日本中に植えた結果、花粉症に悩まされているという状況が起きています。私も木工業をやっていますから、飛騨中の木を伐りつくしてアメリカへ輸出したのは我々でして、そういう意味での反省もあるんです。

本音のところでは言いますと、伐採した後、放置しておく自然木が生えるんです。そうすると山の環境が非常に良くなるんですね。そういうこともあって、スギ・ヒノキの植林がびこってしまうと、動物が育たない森になってしまったり、自然環境としてはあまり良くないという部分もあるのです。産業は別です。自然環境としては、鳥が来たり動物が生活できたり木の実があったり、となると、やはり雑木林なんですよ。そういう部分が大切なんだというのは、国土利用計画という面から考えると、スギ・ヒノキと書きすぎるのはいけないのではないかと気が私はするのです。

【関係課（林政課）】

先ほどの御指摘にもありました「100年の森林づくり計画」では、スギ・ヒノキを中心にしたまま100年後に向かっていくのではないかと印象を持たれたのかもしれませんが、この「100年の森林づくり計画」というものは、林業経営に適したところはどこかや、自然の力を活用して天然林化や針広混交林化していくところはどこか等を各市町村においてゾ

ーニングしていくものでございます。

この「100年の森林づくり計画」により適正な森林配置を行うということで、経済の面と保全の面との共存を図るといったことも書かせていただいているところでございます。

【関委員】

私は文句を言っているわけではないのです。皆さんにも知っておいていただきたいこともあり、申し上げますと、国土全体からみると、岐阜県が中心となって東と西に分かれているのです。実は森林がそうなんです。落葉広葉樹といって、秋に紅葉して冬に落葉する樹種が生えている山というのは、秋になるととても綺麗なんですが、そういう山は東日本に多いんですよ。西日本では、落葉しない広葉樹、例えばツバキなど、秋になっても紅葉しない樹種というのが、西に行けば行くほど多くなるんですね。その境目が実は岐阜県なんです。皆さんも秋になってドライブをしたらわかるのですが、北に行けば行くほど紅葉が綺麗になります。西の方へ行くと、北に比べて紅葉する山が少ないんですね。針葉樹は紅葉しないので、秋になると諸にわかるのですが、紅葉している山の方が、実は自然の山なんです。というようなことがあって、岐阜県というのは広葉樹にしても落葉する、しないの境目の県であるという、非常に面白い地政学的な特徴があるのです。

そういうなかで広葉樹がどんどん減っていくということは、私個人の感想としては嫌だな、という思いがあるものですから、あまりにスギ・ヒノキ、スギ・ヒノキと言ってほしくないんですね。

【川合委員】

15年ほど前に国有林の計画をやらせていただいた時に、やはり奥山林というものはできる限り天然林化して、道路事情の良い下の方は生産林というように進めていくようにしてきたのですが、県でもようやくそういう声が上がってきたのかなという気がいたします。できることなら、水源かん養等のことを考えますと、山の上流部分にむやみに道路を造ることはよくないので、生産林は先ほどからお話がありますように、道路事情の良い場所を積極的に活用するといった棲み分けをここで謳うのもいいのかなと、スギ・ヒノキにこだわらずにそういう捉え方もあると思います。

【関係課（林政課）】

そのようなことを重視して、各市町村で検討していくというのが100年の森林づくり計画の取組でございます。

【川合委員】

林政課さんのその考え方を計画案に入れたほうがいいと思います。

【事務局】

100年の森林づくりの取組として書いてあることを、この計画の中で起こせるようなことがあれば、それを書くのも一つの手かなという気はします。

【川合委員】

そうですね、100年だけではわかりませんから。

【事務局】

方針としてはあるので、それをこの計画の中でも活かせるようにできれば、とはいえ、既
に書いてあるので生きているという認識ではあるのですが、適正な森林配置というものを
もう少し説明するという事で検討させていただきたいと思います。

【蒲委員】

森林の話が出たので、水源の維持管理の点から申し上げますが、森林配置についてのみお
話があったのですが、山林の所有者の移転などによって、いつの間にか管理形態が分から
なくなっていたり、山奥に産業廃棄物が投棄されていたりしますので、水源の管理という点か
らの森林の配置だけではなく、規制をできるようなところも取り入れていただけると安心で
きるのかなと思います。

【事務局】

水源地に係る規制につきましては、岐阜県水源地域保全条例において、水源地を指定し、
土地売買等をする際に事前の届出を必要としております。

【大野会長】

岐阜県は、森林が県土の 80%以上を占めているおかげで、よい環境が作られているとい
うことがありますので、委員の皆様がおっしゃっていた森林の機能を大事にしていくとい
った形の書き方を工夫していただきたいと思います。

いろいろと御意見が出ましたが、これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

【事務局】

ただいまの御指摘いただいた点について、文章の修正について事務局で検討させていただ
きたいと思います。修正については事務局一任とさせていただき、修正案を改めて皆様にお
示しし、御承認いただくということにしようかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【大野会長】

それでは、修正案を皆様にお示しするという事で、修正については事務局一任とさせて
いただくことでお願いいたします。

議事2 「土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について」

【事務局】

（土地利用基本計画（計画図）の変更（案）について説明）

説明は以上です。御意見くださいますようよろしくお願いいたします。

【大野会長】

ただいま事務局から説明がありました、岐阜県土地利用基本計画（計画図）の変更について、御質問や御意見等ございましたら、お願いします。

【川合委員】

太陽光発電事業を目的とした開発が行われたからといって、どんどん森林地域から外していってしまうのはどうなのでしょう。

【事務局】

このことについて、いつも御意見をいただいているところですが、森林においては開発する場合、先に開発許可がありまして、その後で林地の指定を解除していく流れになっているのが森林法の制度設計でございます。土地利用計画として取り扱う場合は、それぞれの計画との取扱いと取り合わせてやっていくということがどうしても必要となりますので、森林法との関係においては、どうしても後追いになってしまうというのが現状ということでございます。太陽光発電については、事前に林地開発許可というのをやっております、その手続の中で適正かどうかについては個別に判断をさせていただいております。

【川合委員】

土地利用基本計画は別として、自然環境といった面で、環境団体から突き上げが出てきている中で、どこかの部署が下ろしたから良いということではだんだん済まされなくなるんじゃないかなと、ちょっと疑問を感じたものですから。

【事務局】

そのあたりは、国の制度との関係性もありますので、御意見は御意見として、我々としてもどういった工夫ができるのか考えていきたいと思っております。

【川合委員】

太陽光発電事業地が相当できてしまっていて、これ以上ピカピカになってもいいのって思っていますので。

一時、風力発電は相当揉めたのですが、太陽光はあっという間に広がってしまったような気がします。

【事務局】

かなり数が多いというのが事実として、ここ数年はあるのかなと思います。しかしながら、この場だけの問題ではないということは御理解願いたいと思っております。

【大野会長】

開発に関しては、個別の対応になっていますので、国土利用計画審議会では難しいことと思います。

計画図の変更については、原案のとおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」の発言）

【大野会長】

ただいまから答申文案をお配りしますので、内容の確認をお願いいたします。

答申文を本案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の発言）

【大野会長】

それでは、岐阜県土地利用基本計画図の変更について、本案のとおり本日付けで答申させていただきます。

本日の議事はすべて終わりました。これをもちまして第53回岐阜県国土利用計画審議会を終了します。